

宇土市ミニバス「のんなっせ」新設停留所の運賃（案）について御意見募集します。

企画財政部企画課
令和 7 年 8 月 2 2 日

宇土市では、現在運行している宇土市ミニバス「のんなっせ」の停留所新設に伴い運賃を定めるため、下記のとおり市民の皆様からの御意見を募集いたします。

なお、この意見募集は、道路運送法第 9 条第 5 項の規定に基づき実施するもので、寄せられた御意見は、宇土市地域公共交通会議設置条例第 7 条の規定に基づき設置する「運賃料金部会」における協議の参考といたします。

1 御意見募集の対象

宇土市ミニバス「のんなっせ」新設停留所の運賃（案）について

2 御意見募集の期間

令和 7 年 8 月 2 2 日（金）～令和 7 年 9 月 5 日（金）

3 素案の入手方法

宇土市ホームページに掲載しており、また、企画課窓口、情報公開コーナーでも閲覧できます。

4 御意見の提出先・提出方法

御意見については、パブリックコメント意見書（様式第 2 号）により、住所、氏名（法人その他の団体である場合は、所在地、名称、代表者の氏名）、連絡先及び市民等であることを明記の上、以下の方法でお送りください。なお、電話や口頭による意見の提出は受付できませんので、御了承ください。

【電子メールでの送付】 kikaku01@city.uto.lg.jp

【郵送での送付】 送付先 〒 8 6 9 - 0 4 9 2 （市役所専用）

宇土市 企画課 行

※郵便番号を記載されるだけで、市役所に届きます。

【FAXでの送付】 FAX番号 0 9 6 4 - 2 3 - 6 2 4 7

宇土市 企画課 行

5 御意見の取り扱い

提出していただいた御意見の概要と、それに対する市の考え方を、宇土市ホームページなどで一定期間公表いたします。その際、氏名等の情報については公表いたしません。

なお、提出していただいた方に、御意見等の取扱いについて個別に回答はいたしませんのであらかじめ御了承ください。

宇土市ミニバス「のんなっせ」新設停留所の運賃（案）について

現在、運行している宇土市ミニバス「のんなっせ」の新設停留所の運賃（案）は下記のとおりです。

1 新設停留所の運賃（案）

停留所	運賃（案）
旭町	乗車均一運賃 200 円 ※小学生 100 円 ※小学生未満の乳幼児は無料
宇土市運動公園前	※障がい者割引対象者（※1）及び障がい者割引対象者の付添人は 100 円 （※1）障がい者割引対象者は身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の保持者

2 適用日（予定）

令和 7 年 10 月 1 日（水）